

平成十三年法務省令第十一号

法務局及び地方法務局組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

法務局及び地方法務局組織規程（昭和五十五年法務省令第四十六号）の全部を次のように改正する。

（総務管理官）

第一条 法務局（東京法務局及び大阪法務局を除く。）に、それぞれ総務管理官一人を置く。

2 総務管理官は、命を受けて、法務局の所掌事務（訟務部、民事行政部及び人権擁護部の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

（総務部の所掌事務）

第二条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 局長の官印及び局印の保管に関すること。
- 二 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関すること。
- 三 統計報告に関すること。
- 四 総合法律支援に関すること。
- 五 法務局の所掌事務に関する連絡調整に関すること。

- 六 人事に関すること。
- 七 職員の福利厚生に関すること。
- 八 会計に関すること。
- 九 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、法務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（訟務部の所掌事務）

第三条 訟務部は、国の利害に関係のある訴訟に関する事務をつかさどる。

（民事行政部の所掌事務）

第四条 民事行政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること。
- 二 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、民事行政に關すること。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十

一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関すること。

五 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認に関すること。

（人権擁護部の所掌事務）

第五条 人権擁護部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
- 二 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。
- 三 人権擁護委員に関すること。
- 四 人権相談に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、人権擁護に関すること。

（部次長）

第六条 東京法務局民事行政部に、次長一人を置く。

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。（法務局及び法務局総務部に置く課等）

第七条 法務局（東京法務局及び大阪法務局を除く。）並びに東京法務局及び大阪法務局の総務部に、次に掲げる課を置く。

- 職員課
- 職員課
- 職員課
- 2 前項に掲げる課のほか、法務局（東京法務局及び大阪法務局を除く。）並びに東京法務局及び大阪法務局の総務部に、それぞれ統括監査専門官一人を置く。

（庶務課の所掌事務）

第八条 法務局の庶務課（東京法務局及び大阪法務局においては総務部の庶務課）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 局長の官印及び局印の保管に関すること。
- 二 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関すること。
- 三 統計報告に関すること。
- 四 総合法律支援に関すること。
- 五 法務局の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（職員課の所掌事務）

第九条 法務局の職員課（東京法務局及び大阪法務局においては総務部の職員課）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事に関すること。

二 職員の福利厚生に関すること。

（会計課の所掌事務）

第十条 法務局の会計課（東京法務局及び大阪法務局においては総務部の会計課）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 会計に関すること。

二 行政財産及び物品の管理に関すること。

（統括監査専門官の職務）

第十条の二 統括監査専門官は、命を受けて、局長の指定する監査に関する事務を統括する。（訟務部に置く職）

（訟務部の所掌事務）

第十一条 訟務部に、訟務管理官それぞれ一人及び上席訟務官を置く。

（訟務管理官の職務）

第十二条 訟務管理官は、命を受けて、国の利害に係るある訴訟に関する事務のうち重要事項についての管理、調整並びに企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（上席訟務官の職務）

第十三条 訟務部の上席訟務官は、国の利害に係るある訴訟に関する事務（訟務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 訟務部に上席訟務官が二人以上置かれているときは、上席訟務官は、命を受けて、前項に定める事務を分掌する。

（民事行政部に置く課等）

第十四条 民事行政部に、次に掲げる課を置く。

- 総務課
- 国籍課（東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局及び福岡法務局に限る。）
- 戸籍課
- 後見登録課（東京法務局に限る。）
- 動産登録課（東京法務局に限る。）
- 債権登録課（東京法務局に限る。）
- 供託課（東京法務局を除く。）
- 供託第一課（東京法務局に限る。）
- 供託第二課（東京法務局に限る。）

2 前項に掲げる課のほか、民事行政部に、それぞれ首席登記官二人（東京法務局及び大阪法務局の民事行政部においてはそれぞれ三人）並びに次席登記官（仙台法務局、東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局、広島法務局及び福岡法務局に限る。）、統括表示登記専門官、復興事業対策官（仙台法務局に限る。）、電子認証管理官（東京法務局に限る。）、登記情報システム管理官及び民事行政調査官それぞれ一人（東京法務局及び大阪法務局の民事行政部の次席登記官にあつてはそれぞれ二人）を置く。

（総務課の所掌事務）

第十五条 民事行政部の総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公証に関すること。
- 二 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、民事行政部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国籍課の所掌事務）

第十六条 民事行政部の国籍課は、国籍に関する事務をつかさどる。

（戸籍課の所掌事務）

第十七条 民事行政部の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 戸籍に関すること。
- 二 成年後見登記に関する事務のうち、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書及び同条第三項に規定する閉鎖登記事項証明書の交付に関すること（東京法務局を除く。）。

三 住民基本台帳法第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、民事行政部の戸籍課（東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局及び福岡法務局を除く。）は、前条に定める事務及び前項各号に掲げる事務をつかさどる。

（後見登録課の所掌事務）

第十八条 民事行政部の後見登録課は、成年後見登記に関する事務をつかさどる。

（動産登録課の所掌事務）

第十八条の二 民事行政部の動産登録課は、動産譲渡登記に関する事務（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十一年法律第四号）第六条第二号（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事務（以下「特例法第六条第二号事務」という。）を除く。）をつかさどる。

方法務局、熊本地方方法務局及び鹿児島地方方法務局に限る。）、総括表示登記専門官、復興事業対策官（熊本地方方法務局に限る。）、登記情報システム管理官及び人権擁護専門官（別表第一に掲げる地方方法務局に限る。神戸地方方法務局においては二人。）それぞれ一人を置く。
（総務課の所掌事務）

第三十五条 地方方法務局の総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第一号から第四号まで及び第九条各号に掲げる事務に關すること。
二 第十五条第一号及び第二号に掲げる事務に關すること。

三 地方方法務局の所掌事務に關する連絡調整に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、地方方法務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

（会計課の所掌事務）

第三十六条 地方方法務局の会計課は、第十条各号に掲げる事務をつかさどる。

（国籍課の所掌事務）

第三十七条 地方方法務局の国籍課は、第十六条に定める事務をつかさどる。

第三十八条 地方方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十六条に定める事務に關すること（横浜地方方法務局及び神戸地方方法務局を除く。）。
二 第十七条第一項各号に掲げる事務に關すること。

（供託課の所掌事務）

第三十九条 地方方法務局の供託課は、第二十条各号に掲げる事務をつかさどる。

（人権擁護課の所掌事務）

第四十条 地方方法務局の人権擁護課は、第五条各号に掲げる事務をつかさどる。

2 前項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる地方方法務局の人権擁護課においては、第五条各号に掲げる事務のうち人権擁護専門官の職務に属しない事務をつかさどる。

（上席訟務官の職務）

第四十一条 地方方法務局の上席訟務官は、第三条に定める事務をつかさどる。

2 地方方法務局の上席訟務官が二人以上置かれていたときは、上席訟務官は、命を受けて、前項の事務を分掌する。

（首席登記官の職務）

第四十二条 地方方法務局の首席登記官は、第二十条第二項に定める事務をつかさどる。

2 福島地方方法務局、水戸地方方法務局、宇都宮地方方法務局、前橋地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、金沢地方方法務局、岐阜地方方法務局、津地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、山口地方方法務局、松山地方方法務局、熊本地方方法務局、鹿児島地方方法務局及び那覇地方方法務局の首席登記官二人は、それぞれ不動産登記担当、法人登記担当とし、不動産登記担当の首席登記官は登記に關する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に關する事務並びに特例法第六条第二号事務）をつかさどる。

3 首席登記官は、命を受けて、当該地方方法務局の支局若しくは出張所又は支局の出張所の登記に關する事務を指導する。
（次席登記官の職務）
第四十二条の二 福島地方方法務局、水戸地方方法務局、さいたま地方方法務局、千葉地方方法務局、横浜地方方法務局、新潟地方方法務局、長野地方方法務局、静岡地方方法務局、岐阜地方方法務局、京都地方方法務局、神戸地方方法務局、岡山地方方法務局、熊本地方方法務局及び鹿児島地方方法務局の次席登記官は、不動産登記担当の首席登記官を助け、当該首席登記官の事務を整理する。

（総括表示登記専門官の職務）
第四十三条 地方方法務局の総括表示登記専門官は、命を受けて、第二十四条に定める事務をつかさどる。
（復興事業対策官の職務）
第四十三条の二 地方方法務局の復興事業対策官は、命を受けて、平成二十八年熊本大地震からの復興のための施策の実施に伴う登記に關する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に關する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）について調査し、企画する事務をつかさどる。

（登記情報システム管理官の職務）
第四十四条 地方方法務局の登記情報システム管理官は、命を受けて、第二十五条に定める事務をつかさどる。

（人権擁護専門官の職務）

第四十五条 地方方法務局の人権擁護専門官は、命を受けて、第三十一条に定める事務をつかさどる。

（支局及び出張所の所掌事務）

第四十六条 法務局又は地方方法務局の支局は、法務局又は地方方法務局の所掌事務のうち、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十号各号に掲げる事務並びに第二十三条第一項に定める事務（国庫帰属に關する事務を除く。以下この条において同じ。）を分掌する。

2 法務局又は地方方法務局の出張所及び支局の出張所は、法務局若しくは地方方法務局又は支局の所掌事務のうち、第二十三条第一項に定める事務（別に指定する出張所にあつては、第二十条第二号に掲げる事務及び第二十三条第一項に定める事務）を分掌する。

3 局長は、支局に第三条及び第十六条に定める事務又は第五条各号に掲げる事務を、支局若しくは出張所又は支局の出張所に第十五条第二号に掲げる事務を取り扱わせることができる。

（出張所長）

第四十七条 出張所長は、法務大臣が定める官職を占める者のうちから任命権者がこれを命ずる。

（支局の課）

第四十八条 東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方方法務局川崎支局、同湘南支局、静岡地方方法務局浜松支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。

2 支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十号各号に掲げる事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方方法務局川崎支局、同湘南支局、静岡地方方法務局浜松支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。

3 東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方方法務局川崎支局、同湘南支局、静岡地方方法務局浜松支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により

取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。

（支局長の指揮監督権）

第四十九条 局長は、支局長にその管轄区域内の出張所の事務を指揮監督させることができる。

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条 上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方方法務局を通じて二百二十四人以上とする。

2 上席訟務官の配置は、法務大臣が定める。

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条 法務局の民事行政部、地方方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十人以上を置く。

2 統括登記官の配置は、法務大臣が定める。

3 統括登記官は、命を受けて、局長の指定する登記に關する事務を統括する。

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条 法務局の民事行政部、地方方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十七人以上を置く。

2 表示登記専門官の配置は、法務大臣が定める。

3 表示登記専門官は、命を受けて、局長の指定する不動産の表示の登記に關する重要な事務をつかさどる。

（雑則）

第五十三条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、局長が法務大臣の承認を受けて定める。

附 則

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）となるものとする。

（表示登記専門官の設置期間の特例）

3 第五十二条第一項の表示登記専門官のうち十二人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

4 第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十九人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則（平成二〇年三月三十一日法務省令第一九号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法務省令第一四号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月一日法務省令第二号）
この省令は、平成二十二年二月十五日から施行し、この省令による改正後の第五十一条第一項の規定は、平成二十一年十月五日から適用する。

附則（平成二二年三月三十一日法務省令第一号）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年七月一六日法務省令第二七号）
この省令は、平成二十二年七月二十日から施行する。

附則（平成二二年九月二八日法務省令第三二号）
この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附則（平成二二年一二月二四日法務省令第四二二号）
この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日法務省令第八号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年四月六日法務省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中横浜地方法務局に係る部分は、同月二十三日から施行する。

附則（平成二五年五月一六日法務省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二八日法務省令第六号）
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日法務省令第一七号）

[illegible]

宮崎地方法務局	都城支局
長崎地方法務局	佐世保支局
佐賀地方法務局	唐津支局
福岡法務局	筑紫支局
福岡法務局	久留米支局
松山地方法務局	今治支局
山口地方法務局	周南支局
山口地方法務局	宇部支局
山口地方法務局	下関支局
岡山地方法務局	津山支局
岡山地方法務局	倉敷支局
松江地方法務局	出雲支局
鳥取地方法務局	米子支局
広島法務局	福山支局
広島法務局	呉支局
奈良地方法務局	葛城支局
神戸地方法務局	龍野支局
神戸地方法務局	加古川支局
神戸地方法務局	伊丹支局
神戸地方法務局	西宮支局
神戸地方法務局	明石支局
神戸地方法務局	尼崎支局
神戸地方法務局	姫路支局
京都地方法務局	宇治支局
大阪法務局	富田林支局
大阪法務局	岸和田支局
津地方法務局	松阪支局
津地方法務局	四日市支局
岐阜地方法務局	美濃加茂支局
岐阜地方法務局	多治見支局
岐阜地方法務局	大垣支局
金沢地方法務局	小松支局
富山地方法務局	高岡支局
名古屋法務局	豊田支局
名古屋法務局	刈谷支局
名古屋法務局	春日井支局
名古屋法務局	半田支局
名古屋法務局	一宮支局
名古屋法務局	岡崎支局
名古屋法務局	豊橋支局
静岡地方法務局	富士支局
静岡地方法務局	沼津支局
長野地方法務局	佐久支局
長野地方法務局	諏訪支局

那覇地方法務局	鹿兒島地方法務局	鹿兒島地方法務局
	霧島支局	鹿屋支局
沖縄支局		